

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

2019年3月8日

全国健康保険協会大阪支部  
支部長 小村 俊一

## 1 調達内容

### (1) 件名

機密書類の運搬及び廃棄処理業務 一式

### (2) 仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期限

2019年4月1日から2020年3月31日までの間。

### (4) 見積方法

運搬及び廃棄処理に要する一切の諸経費を含めた廃棄物1kg当たりの金額を見積もること。  
なお、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（税抜額）を見積書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 競争参加者は次の資格を有すること。

①当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

②官公庁から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

③厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間についての保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がないこと。

④プライバシーマーク取得事業者、又はISO/IEC27001若しくはJISQ27001認証を取得している事業者であること。

⑤平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

- ⑥全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階  
全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 宮田  
電話 06-7711-4310

- (2) 見積書の提出期限及び場所

日時：2019年3月20日（水）11時00分

場所：大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ

- ① 見積書
- ② 保険料納付にかかる申立書（別紙1）
- ③ 保険料納付にかかる申立書に添付する領収書（写）若しくは社会保険料納入確認書（写）（別紙2-1・別紙2-2）
- ④ 全国健康保険協会在職者の再就職に関する調書（別紙3）
- ⑤ プライバシーマーク、又はISO/IEC27001若しくはJISQ27001認証の写し
- ⑥ 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書（写）

※①～⑥の書類等を作成し、順番にならべて提出すること。

※①②④の書類の日付は書類提出日以前の日付を記入すること。

※書類はA4サイズにて提出すること。

- (3) 見積書の提出方法

前記（1）へ郵送または持参するものとする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

全額免除とする。

- (3) 見積書提出者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を2019年3月20日11時00分までに提出しなければならない。

- (4) 次の見積書については無効とする。

- ①競争参加資格のない者の提出した見積書

- ②見積の条件に違反した者の提出した見積書
- ③金額を訂正した見積書
- ④件名、見積年月日、事業所名、代表者名等の記載及び代表者印の押印がない見積書
- ⑤同一事項の見積について、2通以上の見積書を提出した場合における当該2通以上の見積書

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書の作成

- ①契約の相手方が決定したときは、全国健康保険協会の平成31年度予算が認可されることを前提として、平成31年4月1日付(予定)で遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合には、まず、予算の承認を受けたのち、契約の相手方が全国健康保険協会大阪支部長より送付を受けた契約書の案に記名押印し、契約書の案を受領してから20日以内に、これを全国健康保険協会大阪支部長に提出しなければならない。ただし、全国健康保険協会大阪支部長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。更に全国健康保険協会大阪支部長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 契約の相手方が上記②に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。この場合において、契約の相手方は、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として全国健康保険協会大阪支部長に納めなければならない。
- ④ 上記②の場合において、全国健康保険協会大阪支部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ⑤ 全国健康保険協会大阪支部長及び契約の相手方が契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(7) 見積結果は当協会支部窓口掲示板に掲示する。

なお、契約対象者には別途電話で連絡する。

(8) 全国健康保険協会の退職者に関する要請

全国健康保険協会職員就業規則においては、協会の承認を得た場合を除き、「職員は、退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。」としている。そのため、当協会と過去に取引のある企業等にあつては、当該規則の趣旨に反して再就職者を受け入れることのないようご配慮いただくことを要請します。なお、入札参加にあたっては、別紙3の「全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書」について、提出日現在における状況を記載し、ご提出ください。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができないものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会職員就業規則（一部抜粋）

（退職後の私企業からの隔離）

第 16 条 職員は、退職後 2 年間は、営利企業の地位で、その退職前 5 年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、協会の承認を得た場合には、これを適用しない。